

# 公定価格について

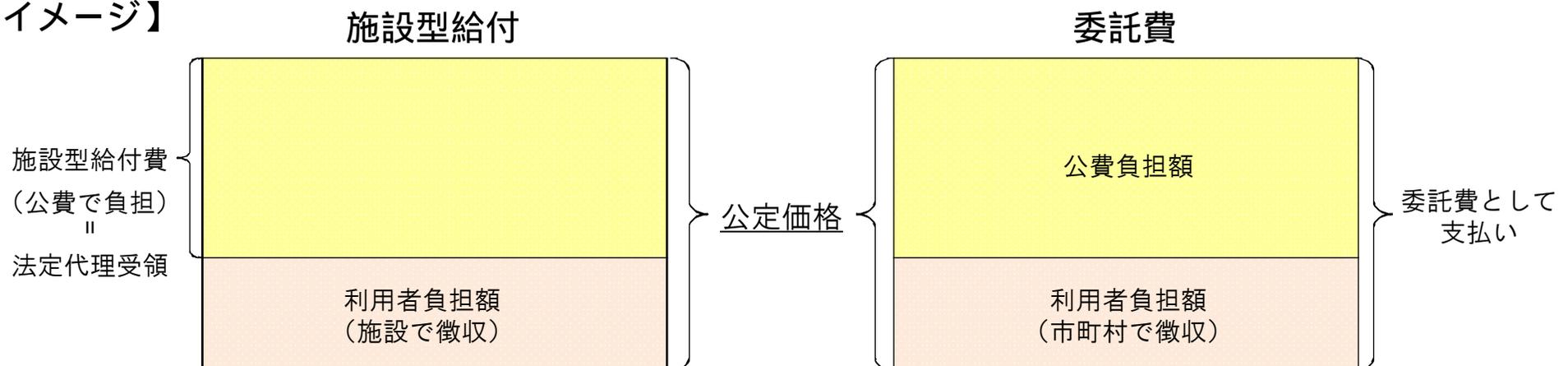
平成25年9月20日

# 1. 公定価格の概要・基本理念等

## 1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。  
※私立保育所に対しては、委託費として支払う。
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。  
(子ども子育て支援法27条、29条等)  
「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」  
※この基本構造は委託費も同様。
- 公定価格の検討に当たって念頭に置く必要のある、法律に規定されている事項等は、次ページのとおり。

### 【イメージ】



## 2. 基本理念等

### (1) 子ども・子育て支援法の基本理念

- 子ども・子育て支援給付を検討していくに当たっては、その内容及び水準は子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものであるとともに、地域の実情に応じて総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるよう留意する必要がある。（支援法2条2項・3項）

### (2) 公定価格の構造

- 公定価格は、「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となっている。（支援法27条3項1号、29条3項1号等）

※ 保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費等を支給する保育の量）

### (3) 公定価格の設定のための手続き

- 公定価格は、施設型給付費・地域型保育給付費の対象となる教育・保育、地域型保育に係る費用の額を算定するための基準であり、上記（2）の通り、内閣総理大臣が定めることとされている。
- その際、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないこととされている。（支援法27条4項、29条4項等）

### (4) 制度改正検討時点での整理（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）

- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
  - ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
  - ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。

- ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の単価設定を行う。
    - ※ 休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。
  - ・ 施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等についても算定する。
- 学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。
- 支払い方法
- ・ 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
  - ・ 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（2区分程度）を設ける。各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
    - ※ 具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。また、休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。
- 職員配置の充実など必要な事項※については、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。
- ※ 主な内容
- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充※子ども・子育てビジョンベース
  - 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
  - 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
  - 小規模保育など新たな保育の類型を創設
  - 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実等
  - 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の推進）
  - 3歳児を中心とした配置基準の改善

- 病児・病後児保育（看護師等の施設への配置を含む。）、休日保育の充実
- 地域支援や療育支援の充実
- 給付の一体化に伴う所要の措置（施設の事務体制を含む。）等
- 総合的な子育て支援の充実
- 「子育て支援コーディネーター」（仮称）による利用支援の充実等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

- 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。
- 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営の在り方についても検討を進める。

(5) 子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議（主として公定価格に関わる事項）

- 衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会
  - ・ 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。
- 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会
  - ・ 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。

- ・ 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。
- ・ 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。

### 3 . スケジュール

- 公定価格の具体的な金額に関しては予算関連事項となるため、最終的に平成27年度予算編成を経て決定していくことになるが、新制度を円滑に施行するため、国が定める給付に係る「骨格（算定構造）」を早期に固め、平成26年度の早い時期には示していく必要がある。

## 2 . 現行制度における財政支援の枠組み

### <現行の幼稚園に対する私学助成>

- 都道府県は、私立幼稚園を含む所轄の私立学校の振興に努める責務を負っており、地域における教育に私立学校が果たす役割に鑑み、建学の精神に基づき運営される私立学校としての自主性を尊重しながら、私学助成を行っている（教育基本法）。
- このような性格上、私立幼稚園に対する私学助成としてどのような補助を行うかの事業の実施内容や方法については、所轄庁である都道府県の判断により決定され、実際に都道府県がそうした補助を行う場合には、その一部について国が補助することができる仕組みとなっている（私立学校振興助成法）。
- このため、各都道府県における私学助成は、実態としても、地域の実情を踏まえた多様な内容・水準で運用されている。

（助成額の算出方式）

おおむね次のような方式又は組合せにより算出・配分されている。

単価方式	幼児数に補助単価を乗じて算出・配分する方式
標準的運営費方式	公立幼稚園の運営費をモデルに私立幼稚園の「標準運営費」を設定し、その一部（例えば1/2以内）を補助する方式（公立積算方式）
補助対象経費方式	補助対象経費（経常的経費支出額等）に補助割合（例えば1/2以内）を乗じて算出・配分する方式
区割方式	都道府県全体で積算された一定の私学助成予算について、特定の要素（例えば生徒数、教職員数、学級数等）に着目して配分する方式

（国庫補助（一般補助）における園児1人当たりの助成額）

都道府県ごとに助成額には差があり、最高額と最低額の差は1.6倍（H22）となっている。

（参考）関係条文

#### ◎教育基本法

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

#### ◎私立学校振興助成法

第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

< 現行の私学助成の算定構造（国→都道府県に対する補助額の算定構造） >

①一般補助 （幼稚園の経常的経費）	5月1日現在の在籍園児数に応じて算定	在籍園児1人当たり単価（年額）
----------------------	--------------------	-----------------

+

②特別補助	事業の実施状況等に応じて加算	
i 預かり保育推進事業	預かり保育を実施する園に対する助成を行う場合に加算	1園当たり単価（年額）
ii 子育て支援活動の推進	子育て支援活動を行う園に対する助成を行う場合に加算	1園当たり単価（年額）
iii 特別支援教育経費	障害のある幼児が2人以上いる園に対する助成を行う場合に加算	対象児童1人当たり単価（年額）
iv 教育の質の向上を図る学校支援経費	特色ある教育に取り組む学校に対する助成を行う場合に加算	1園当たり単価（年額）

< 現行の保育所運営費の算定構造 >

①基本分保育単価等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各月初日の入所児童数に応じて算定 ※月途中入退所の際は、日割りにより算定</li> <li>・地域区分、定員区分等以下の区分ごとに単価が異なる。</li> </ul>	入所児童1人当たり単価 (月額)
-----------	---	---------------------

地域区分 (8区分)	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
×								
定員区分 (17区分)	20人まで	21～30人	…	(10人刻み)	…	161～170人	171人以上	
×								
所長設置 (2区分)	設 置				未 設 置			
×								
年齢区分 (4区分)	乳児	1,2歳児		3歳児		4歳以上児		
×								
民改費加算 (4区分)	12%加算分		10%加算分		8%加算分		4%加算分	

(平成25年度保育単価表(抜粋))

その保育所の 所在地	その保育所 の保育区域	その保育所 の保育員数	その保育所 の保育区域 (欠員区分)	その保育所 の保育区域 (欠員区分)	その保育所 の保育区域 (欠員区分)	その保育所 の保育区域 (欠員区分)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
							12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
18/100 地域	20人まで	設 置	乳児 1,2歳児 3歳児 4歳以上児	225,120	25,860	21,550	17,240	8,610		
				154,470	17,380	14,490	11,590	5,790		
				101,920	11,440	9,540	7,630	3,810		
				94,860	10,600	8,840	7,070	3,530		
				199,840	22,830	19,020	15,210	7,600		
				129,190	14,350	11,960	9,560	4,780		
	21人から 30人まで	未 設 置	乳児 1,2歳児 3歳児 4歳以上児	76,640	8,410	7,010	5,600	2,800		
				69,580	7,570	6,310	5,040	2,520		
				201,300	23,000	19,160	15,330	7,660		
				130,580	14,510	12,090	9,670	4,830		
				78,000	8,570	7,140	5,710	2,850		
				70,930	7,730	6,440	5,150	2,570		
21人から 30人まで	設 置	乳児 1,2歳児 3歳児 4歳以上児	184,450	20,980	17,480	13,980	6,990			
			113,730	12,490	10,410	8,320	4,160			
			61,150	6,550	5,460	4,360	2,180			
			54,080	5,710	4,760	3,800	1,900			
			184,450	20,980	17,480	13,980	6,990			
			113,730	12,490	10,410	8,320	4,160			

十

②各種加算	事業の実施状況等に応じて算定	
i 児童用採暖費加算、寒冷地加算、事務用採暖費、除雪費加算、降灰除去費加算	保育所の所在する地域に応じて加算	入所児童1人当たり単価（月額）
ii 単身赴任手当加算、入所児童処遇特別加算費、施設機能強化推進費、保育所事務職員雇上費、主任保育士の専任加算	事業の実施状況等に応じて加算	入所児童1人当たり単価（月額） ※加算の金額について、1園当たりの単価として計算するものもあるが、支払いの際は単価を児童数で除して、児童1人当たり単価としたうえで支払っている。

（注）幼稚園・保育所の収入・支出の構造の違いについて

- 例) ・ 現行の保育所運営費は、全国一律に算定される額を基本として支弁される一方、幼稚園に対する経常費の私学助成は、各都道府県の判断により多様な内容・水準で運用されている。
- ・ 保育所運営費は、保育所における保育の実施につき児童福祉法第45条第1項の基準を維持するための費用として設定された公定価格であり、対象経費を示している（用途制限がある）のに対し、私学助成は私立学校としての自主性を尊重しながら私学の振興の観点から行うものであり、助成対象経費が明確に示されているものではなく、用途制限もない。また、保育所運営費には民間施設の給与改善等の仕組みもある。
  - ・ 特に、幼稚園は直接契約・自由価格により運営されており、収支の状況・内容にばらつきがある。
  - ・ 社会保険制度、施設整備費補助等の仕組みや会計処理方法に違いがある。

## 経営実態調査（収支状況等）について

### （1）調査の目的

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費等について、幼稚園・保育所等の経営実態の把握や施設・設備の状況等について調査を実施し、制度の施行に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

### （2）調査の対象

幼稚園・保育所（認定こども園である幼稚園・保育所を含む。）

### （3）調査対象の選定方法

調査対象となる施設を、幼稚園・保育所ごとに、級地区分、施設・事業所規模別に層化し、層ごとに1／1～1／10（全体で1／3）の抽出率により無作為に客体を選定した。

ただし、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町の幼稚園・保育所及び調査時点で東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域に指定されている地域に所在する幼稚園・保育所を除外している。

### （4）調査項目

#### ①施設の状況等

設置場所（地域）

定員数

入所児童数

開所時間 等

#### ②施設設備の状況等

園舎、居室の面積、

運動場・屋外遊戯場の設置状況

調理室の設置状況 等

#### ③収支状況

収入の状況

公費支援による収入

・運営費・補助金収入

利用料収入

そのほかの事業収入、補助収入 等

支出の状況

人件費にかかる支出

・人件費支出

管理事務等にかかる支出

・事務費、事業費・教育研究経費・管理経費支出

その他の支出

④実費徴収の状況  
実費徴収の対象費目  
実費徴収額 等

⑤職員の状況  
職種別の配置人員、平均勤続年数  
職種別の給与月額

(5) 調査の期日

平成25年2月

※ 調査項目の①・③・④については、平成23年度の状況（①の一部は、平成25年2月の状況）、  
②・⑤については、平成25年2月の状況を調査

(6) 回収状況

	施設数 ①	調査客対数 (配布数) ②	回収数		有効回答数 (収支状況等)		有効回答数 (職員給与等)	
			③	回収率 ④(③/②)	⑤	有効回答率 ⑥(⑤/③)	⑦	有効回答率 ⑧(⑦/③)
幼稚園	13,392	4,455	3,372	75.7%	1,771	52.5%	1,492	44.2%
公立	5,156	1,690	1,380	81.7%	744	53.9%	625	45.3%
うち幼保連携型認定こども園	-	-	40	-	12	30.0%	15	37.5%
うち幼稚園型認定こども園	-	-	2	-	0	0.0%	0	0.0%
私立	8,236	2,765	1,992	72.0%	1,027	51.6%	867	43.5%
うち幼保連携型認定こども園	-	-	105	-	37	35.2%	51	48.6%
うち幼稚園型認定こども園	-	-	51	-	27	52.9%	19	37.3%
保育所	22,978	7,709	5,557	72.1%	1,875	33.7%	1,599	28.8%
公立	11,132	3,495	2,787	79.7%	558	20.0%	748	26.8%
うち幼保連携型認定こども園	-	-	34	-	7	20.6%	4	11.8%
うち保育所型認定こども園	-	-	13	-	3	23.1%	0	0.0%
私立	11,846	4,214	2,770	65.7%	1,317	47.5%	851	30.7%
うち幼保連携型認定こども園	-	-	100	-	30	30.0%	26	26.0%
うち保育所型認定こども園	-	-	20	-	7	35.0%	5	25.0%

## 調査結果の概要（平成23年度の1施設当たりの平均の収支状況）

### （1）幼稚園

収支状況		私 立		公 立	
		金 額		金 額	備 考
I 消費収入	(1) 学生生徒納付金	51,758千円		6,374千円	公立施設については、市区町村の会計において ・特別会計として区分経理されていない ・施設ごとに区分経理することとされていない ・会計上の科目が学校法人や社会福祉法人と異なることから、私立施設と異なり、必ずしも施設ごとの収入・支出を正確に反映したものとなっていない。  具体的には、 ○収入面でいえば、 ・保育料を一括収納している ○支出面でいえば ・人件費を複数の施設で一括計上していたり、本庁の職員の人件費と一体的に計上している ・事務費・管理費も人件費と同様に処理しているなどの場合がある。
	(2) 補助金	30,723千円		38千円	
	(3) 事業収入	9,319千円		556千円	
	(4) その他収入	5,291千円		1,471千円	
	(5) 基本金組入額	▲6,203千円		▲15千円	
II 消費支出	(1) 人件費	58,018千円		33,175千円	
	(2) 教育研究経費・管理経費	22,601千円		3,908千円	
	(3) 減価償却費	6,978千円		20千円	
	(4) その他支出	740千円		5千円	
①収入 I		90,888千円		8,424千円	
②支出 II		88,337千円		37,108千円	
施 設 数		1,027か所		744か所	
平 均 定 員		196人		134人	
平均入所児童数		165人		79人	

（注）認定こども園である幼稚園を含む。

## (2) 保育所

収 支 状 況		私 立
		金 額
Ⅰ 事業活動収入	(1) 運営費収入	109,372千円
	(2) 利用料収入	2,940千円
	(3) 補助金収入	26,537千円
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額等	2,678千円
	(5) その他収入	3,044千円
Ⅱ 事業活動支出	(1) 人件費支出	101,418千円
	(2) 事務費支出	12,245千円
	(3) 事業費支出	16,067千円
	(4) 減価償却費	6,440千円
	(5) その他支出	1,362千円
Ⅲ 事業活動外収入		815千円
Ⅳ 事業活動外支出		1,590千円
① 収入	Ⅰ - Ⅰ(4) + Ⅲ	142,708千円
② 支出	Ⅱ + Ⅳ - Ⅰ(4)	136,445千円

施 設 数	1,317か所
平 均 定 員	123人
平均入所児童数	132人

公 立	
金 額	備 考
9,541千円	公立施設については、市区町村の会計において ・特別会計として区分経理されていない ・施設ごとに区分経理することとされていない ・会計上の科目が学校法人や社会福祉法人と異なることから、私立施設と異なり、必ずしも施設ごとの収入・支出を正確に反映したものとなっていない。  具体的には、 ○収入面でいえば、 ・保育料を一括収納している ○支出面でいえば ・人件費を複数の施設で一括計上していたり、本庁の職員の人件費と一体的に計上している ・事務費・管理費も人件費と同様に処理しているなどの場合がある。
13,389千円	
1,908千円	
4千円	
2,119千円	
106,910千円	
6,725千円	
10,705千円	
83千円	
97千円	
6,093千円	
350千円	
33,051千円	
124,867千円	

558か所
113人
105人

(注) 認定こども園である保育所を含む。